

# 公益財団法人相模原市民文化財団定款

制定 平成23年3月22日許可(神奈川県指令文化第88号)

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、公益財団法人相模原市民文化財団と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、事務所を神奈川県相模原市に置く。

(目的)

**第3条** この法人は、文化を身近に感じることでできる環境づくりを進めることにより、潤いに満ちた市民生活の創造と豊かで彩りのある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民の生活文化及び芸術文化の振興に関する事業
- (2) 文化情報の収集及び提供に関する事業
- (3) 文化の振興に係る調査及び研究に関する事業
- (4) 文化施設等の管理運営事業
- (5) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、神奈川県において行うものとする。

(事業年度)

**第5条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 資産及び会計

(財産の種別)

**第6条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めた財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

**第7条** この法人は、基本財産について、適正な維持及び管理に努めることとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

**第8条** この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

**第9条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

**第10条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項各号に掲げる書類は、毎事業年度の終結後3箇月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

**第11条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第49条第1項第10号に定める書類に記載するものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

**第12条** この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員会長とする。

(選任及び解任)

**第13条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ウ 当該評議員の使用人
  - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
  - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 理事
  - イ 使用人
  - ウ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
    - (ア) 国の機関
    - (イ) 地方公共団体
    - (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員会長は、評議員会において評議員の互選により選任する。
- (権限)
- 第14条** 評議員は、評議員会を構成し、第18条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。
- (任期)
- 第15条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任し

た評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は第12条第1項に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員に変更があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(報酬等)

**第16条** 評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第2節 評議員会

(構成)

**第17条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

**第18条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準
- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部廃止
- (10) 理事会において評議員会で協議すべきと決議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

**第19条** 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要の都度開催することができる。

(招集)

**第20条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

**第21条** 理事長は評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

**第22条** 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

2 評議員会長は、議長代行を指名することができる。

(決議)

**第23条** 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項を除き、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

**第24条** 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第25条** 理事長が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第26条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人の1人以上が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

**第27条** 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(種類及び定数)

**第28条** この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をも

って同法197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。  
(選任等)

**第29条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会において理事の互選により選任する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

**第30条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

**第31条** 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書を監査すること

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること

(5) 前号の報告をするために必要あるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為を

止めることを請求すること

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

**第32条** 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した役員任期の満了するときまでとする。

3 役員は、第28条第1項で定めた役員定員に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 役員に変更があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解任)

**第33条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行うものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき

(報酬等)

**第34条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

**第35条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱については、第46条に定める理事会運営規則に定めるものとする。

(責任の免除)

**第36条** この法人は、役員一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第2節 理事会

(構成)

**第37条** 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

**第38条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選任及び解任

(種類及び開催)

**第39条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集をしたとき
- (4) 第31条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

**第40条** 理事会は、理事長が招集する。ただし一般社団・財団法人法第93条第3項又は同法第101条第3項に該当する場合は、この限りではない。

2 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

**第41条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき、又は事故があるときは、常務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

**第42条** 理事会の決議は、この定款に特に規定するものを除き、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

**第43条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

**第44条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第30条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

**第45条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録署名人は、その理事会に出席した理事長及び監事とし、議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

**第46条** 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第5章 委員会

(委員会)

**第47条** この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事長の諮問機関として、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第6章 事務局

(事務局)

**第48条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

**第49条** 理事長は、この法人の主たる事務所に、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第50条第2項に定める規程によるものとする。

## 第7章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

**第50条** この法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

**第51条** この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める個人情報保護規程による。

### (公告)

**第52条** この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

**第53条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。  
 3 公益法人認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとする時は、その事項の変更につき、神奈川県知事の認定を受けなければならない。  
 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

### (解散)

**第54条** この法人は、一般社団・財団法人法202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第55条** この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、相模原市に贈与するものとする。

### (残余財産の処分)

**第56条** この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、相模原市に贈与するものとする。

## 第9章 補則

(委任)

**第57条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する評議員は、別紙評議員名簿のとおりとし、この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿のとおりとする。

別 紙

#### 公益財団法人相模原市民文化財団評議員名簿

区分	氏名
評議員	石川 美邦
評議員	梅澤カツ子
評議員	河本 洋次
評議員	小林 政美
評議員	谷口 優子
評議員	戸松 泉
評議員	細谷 昇
評議員	山口 和夫

公益財団法人相模原市民文化財団理事・監事名簿

区分	氏名
理事長 (代表理事)	宮崎 泰男
常務理事 (業務執行理事)	榎田 達雄
理事	安藤 照男
理事	小林 明子
理事	篠崎 尊雄
理事	白井 誠一
理事	玉井 清一
理事	戸塚 英明
監事	篠崎 健一
監事	野村 隆